平成 24 年 11 月 16 日

各　　位

会　社　名　株式会社グランディーズ
代 表 者 名　代表取締役社長　亀井　浩
(銘柄コード)　３２６１
問　合　先　常務取締役管理部長 枇杷木 秀範
（ 電 話 ）　０９７－５４８－６７００

公募による募集株式発行に関する取締役会決議のお知らせ

当社は平成 24 年 11 月 16 日開催の取締役会において、当社株式の証券会員制法人福岡証券取引所 Q-Board への上場に伴う公募による募集株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 250,000 株
(2) 募集株式の払込金額	未定 （平成 24 年 12 月 3 日開催の取締役会で決定する。）
(3) 払込期日	平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、平成 24 年 12 月 12 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) 募集方法	発行価格による一般募集とし、エイチ・エス証券株式会社、株式会社 SBI 証券、ふくおか証券株式会社に全株式を買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額（引受人が当社に払い込む金額）が払込金額を下回ることとなる場

（ご注意）
この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う場合には、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行われるようお願いいたします。

		合、募集株式の発行を中止するものとする。
(6)	発　行　価　格	未定 （募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案したうえで平成 24 年 12 月 12 日に決定する。）
(7)	申　込　期　間	平成 24 年 12 月 14 日（金曜日）から 平成 24 年 12 月 19 日（水曜日）まで
(8)	申込株数単位	100 株
(9)	株券受渡期日	平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）
(10)	払込取扱場所	株式会社福岡銀行　大分支店 株式会社大分銀行　本店営業部
(11)	そ　の　他	①　募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し、取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 ②　前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 親引けの件

上記 1. の公募による募集株式発行にあたり、当社は、引受人に対して、引受株式数のうち、2,000 株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

（ご注意）
この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う場合には、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行われるようお願いいたします。

【ご参考】

１．公募による募集株式発行の概要

(1) 募集株式数	普通株式 250,000 株
(2) 需要の申告期間	平成 24 年 12 月 5 日（水曜日）から 平成 24 年 12 月 11 日（火曜日）まで
(3) 価格決定日	平成 24 年 12 月 12 日（水曜日）
(4) 募集期間	平成 24 年 12 月 14 日（金曜日）から 平成 24 年 12 月 19 日（水曜日）まで
(5) 払込期日	平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）
(6) 株式受渡期日	平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）

２．今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	757,000 株
公募による増加株式数	250,000 株
増資後の発行済株式総数	1,007,000 株

３．増資資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 72,000 千円（注）については、分譲マンションの建設資金約 360,000 千円（見込み）の一部に充当する予定であります。

（注）有価証券届出書提出時における想定発行価格（350 円）を基礎として算出した見込額であります。

４．株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。ちなみに中間配当に関しては、定款に「取締役会決議によって毎年６月 30 日を基準日として中間配当をすることができる」と定めております。

ただ、当社はこれまで配当を実施しておりません。成長途上にある企業として内部留保を優先したことによるものであり、内部留保資金は企業体質の強化、将来の事業展開のための財源として利用しております。しかし、株主に対する利益還元は重要な経営課題と認識しております。それゆえ今後の配当方針については、財政状態、経営成績および今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討する所存であります。

（ご注意）
この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う場合には、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行われるようお願いいたします。

(2) 内部留保金の使途

内部留保金につきましては、開発資金、運転資金等に充当し、今後の事業拡大に努めてまいる所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主の皆様に対する利益還元は、利益配当等により実施してまいりたいと考えております。ただ、具体的な内容につきましては現時点で決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

過去3期間における配当実績はありません。

５．配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）「４．株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる記載は、一定の配当等を約束するものではなく、当社の予想に基づくものであります。

以上

（ご注意）
この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う場合には、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行われるようお願いいたします。